

令和6年7月2日

東濃信用金庫

## とうしんカードローン「きゃっする500」契約規定改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、当金庫は、令和6年8月1日（木）より、信金ギャランティ株式会社保証付商品である、とうしんカードローン「きゃっする500」の契約規定を改定いたします。

改定後の規定は、改定前にご契約いただいているお客さまも適用されますので、ご了承願います。

### 記

#### 1. 改定を行う契約規定等

[\(1\) カードローン契約規定【新旧対照表：PDF】](#)

[\(2\) 保証委託約款【新旧対照表：PDF】](#)

#### 2. 主な改定事項

- (1) カードローン契約規定・第4条（新規貸越の停止）条項変更
- (2) カードローン契約規定・第10条（期限前の全額返済義務）条項変更
- (3) 保証委託約款・第6条（求償権の事前行使）条項変更
- (4) 民法改正に合わせた契約条項変更時の公表方法の変更

#### 3. 改定日

令和6年8月1日（木）

以上

本件に関するお問い合わせ先

営業統括部 営業統括課

0120-330-111